

都市計画審議会委員レク要旨

○区域マスタープランとは

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言い、都市計画法第6条の2及び第15条の規定に基づき、都道府県が当該都市計画区域全体を対象として、都市計画の基本的方針を定めるものであり、都市計画の目標、土地利用規制の基本方針（区域区分の要否、区域区分の方針）、主要な都市計画の決定方針を示すものです。

○変更理由

現行の区域マスの目標年次を迎え、その策定後の社会情勢の変化や新たな施策の方向性、制度改正等を踏まえ、平成28年度から平成30年度に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を勘案し、都市の将来像について見直しを行い、実効性の高いマスタープランに変更します。

また、現行のマスタープランの大きな成果として、都市計画区域の統合と線引き廃止、土地利用条例での土地利用の誘導を行う制度の確立、運用開始があげられます。

○変更の要旨の説明

今回の変更は大きく2つの視点から将来を考えた時を想定して変更しています。

1 点目

「都市計画基本方針」で示した3つの変革の観点（①都市経営の観点『効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成』②都市防災の観点『大規模災害の被害低減に向けた都市構造の形成』③都市活力の観点『地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成』）を踏まえ、都市計画区域マスタープランを改定します。

特に今回の改定では、都市防災の観点から、災害リスクの高い場所での都市的土地利用の抑制等を基本的な考え方に加えました。

※【3つの変革の観点】

- ①都市経営の観点『効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成』
- ②都市防災の観点『大規模災害の被害低減に向けた都市構造の形成』
- ③都市活力の観点『地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成』

2 点目

「圏域マスタープラン」に位置付けられた基本理念（「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」と新しく整理しなおした拠点をもとに、拠点を中心とした特色ある集約型都市構造の形成をめざして、都市計画区域マスタープランを変更します。

※伊賀圏域

基本理念：「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」

拠 点：広域拠点 3 か所、交流拠点 10 か所、防災拠点 3 か所を設定

○計画期間

20 年後の都市の将来像を見据えた 10 年間の計画であり、計画期間は令和 2 年を基準として、目標年次を令和 12 年です。（10 年間）

○主な内容

区域マスタープランは第 1 章から第 3 章で構成されています。

1 章については「伊賀圏域における都市計画の目標」として H30 年に改訂された伊賀圏域のマスタープランについて記載されています。

2 章、3 章について今回改定する内容であり、伊賀都市計画区域（伊賀市の都市計画区域外除く）について記載されています。

1 章は「圏域における都市計画の目標」として伊賀市、名張市で構成する伊賀圏域の現状と取組、課題を三重県都市計画基本方針で定められた 4 つ都市づくりの方向に基づき洗い出し、伊賀圏域の都市計画の理念を「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」と定め、主な課題の抽出、それに伴う目標を設定しています。

また、圏域の将来の都市構造として、「広域拠点」「交流拠点」「広域的な防災拠点」「地域拠点」の見直しを行い、各拠点を中心とした集約型都市構造の形成を目指します。

最後に一体の圏域形成に向けた方針として行政区域（伊賀市、名張市）を超えた都市計画区域の再編についての検討について触れられています。

2 章は「土地利用規制の方針」についてです。伊賀市では既に線引きを廃止し、条例により土地利用を誘導しており、これらの制度に基づき引き続き秩序ある土地利用を行うように記載されています。

3 章は「主要な都市計画の決定方針」が記載されています。

「土地利用」「都市施設」「市街地事業」「自然的環境の整備又は保全」「地域の特性に応じて定める事項」の5つから構成されています。

主な内容として、「土地利用」の中では特に広域拠点での歴史的町並みへの調和した建築物への誘導、工業地として、既存ストックの活用と集積エリアへの集積また、防災の観点からの土地利用の方針が示されています。

「都市施設の整備」についてはリニアを見込んだ交通体系の構築、市内の公共交通網の検討、また、名神名阪連絡道路の整備、最後に都市計画道路の見直しについて示されています。

「市街地開発事業」では伊賀鉄道上野市駅周辺の充実。「地域の特性に応じて定めるべき事項」として、滋賀県甲賀市との連携した取組等により地域の魅力を高め、地域の活性化を図ることが示されています。

○今後の流れ

三重県は各市都市計画審議会の意見を集約し、県都市計画審議会に諮り決定する予定です。

また、伊賀市は新たな区域マスタープランの内容に即した伊賀市都市マスタープランを策定します。